

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年12月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300299号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300067号

## 第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥から⑳までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥から⑳までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥から⑳までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年8月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年8月  
⑥ 平成17年12月  
⑦ 平成18年8月  
⑧ 平成18年12月  
⑨ 平成19年12月  
⑩ 平成20年8月  
⑪ 平成20年12月  
⑫ 平成21年8月  
⑬ 平成21年12月  
⑭ 平成22年8月

- ⑮ 平成 22 年 12 月
- ⑯ 平成 23 年 8 月
- ⑰ 平成 23 年 12 月
- ⑱ 平成 24 年 8 月
- ⑲ 平成 24 年 12 月
- ⑳ 平成 25 年 8 月
- ㉑ 平成 25 年 12 月
- ㉒ 平成 26 年 12 月

A社に勤務していた各請求期間について、賞与が支給されたが標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間③、④及び⑥から㉒までについて、請求者から提出された預金通帳の写し（以下「預金通帳」という。）、B銀行から提出された請求者に係る月中取引一覧表（以下「取引一覧表」という。）、C銀行から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、別表の第1欄に掲げる各請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間③、④及び⑥から㉒までの賞与支払年月日については、預金通帳、取引一覧表及び取引明細表により、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥から㉒までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、預金通帳、取引一覧表、取引明細表及び各請求期間に係る賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間③、④及び⑥から㉒までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①、②及び⑤について、取引一覧表によると、平成15年8月8日、同年12月22日及び平成17年8月9日にA社からの入金があることから、請求期間①、②及び⑤において同社から請求者に賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求期間当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨陳述している上、同僚からも請求期間①、②及び⑤に係る賞与明細書を得ることができないなど、A社が請求期間①、②及び⑤に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたことを確認又は推認できる資料がないことから、取引一覧表により確認できる入金額から請求期間①、②及び⑤における賞与の支給額及び厚生年金保険料額を推認することができない。

また、請求者の請求期間当時の住所地であるD市及びE市は、請求者の社会保険料控除額等が確認できる資料について、保存期間経過により提供できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び⑤における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法により訂正する標準賞与額
③ 平成16年8月	平成16年8月9日	185,000円	14,000円	14,000円
④ 平成16年12月	平成16年12月14日	220,000円	16,000円	16,000円
⑥ 平成17年12月	平成17年12月15日	271,000円	330,000円	271,000円
⑦ 平成18年8月	平成18年8月11日	235,000円	235,000円	235,000円
⑧ 平成18年12月	平成18年12月15日	279,000円	279,000円	279,000円
⑨ 平成19年12月	平成19年12月17日	285,000円	285,000円	285,000円
⑩ 平成20年8月	平成20年8月8日	298,000円	300,000円	298,000円
⑪ 平成20年12月	平成20年12月17日	298,000円	294,000円	294,000円
⑫ 平成21年8月	平成21年8月10日	298,000円	294,000円	294,000円
⑬ 平成21年12月	平成21年12月17日	298,000円	300,000円	298,000円
⑭ 平成22年8月	平成22年8月10日	295,000円	300,000円	295,000円
⑮ 平成22年12月	平成22年12月16日	295,000円	294,000円	294,000円
⑯ 平成23年8月	平成23年8月10日	275,000円	280,000円	275,000円
⑰ 平成23年12月	平成23年12月16日	275,000円	274,000円	274,000円
⑱ 平成24年8月	平成24年8月10日	267,000円	260,000円	260,000円
⑲ 平成24年12月	平成24年12月17日	270,000円	280,000円	270,000円
⑳ 平成25年8月	平成25年8月12日	256,000円	256,000円	256,000円
㉑ 平成25年12月	平成25年12月16日	250,000円	250,000円	250,000円
㉒ 平成26年12月	平成26年12月16日	270,000円	270,000円	270,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300320号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300068号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間②、③、④及び⑥の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間②、③、④及び⑥の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年12月  
③ 平成21年8月  
④ 平成21年12月  
⑤ 平成22年8月  
⑥ 平成22年12月  
⑦ 平成23年8月  
⑧ 平成23年12月  
⑨ 平成24年8月

### ⑩ 平成 24 年 12 月

年金記録を確認したところ、請求期間①から⑩までの標準賞与額の記録がなかったが、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑩までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により、請求者は、別表の第1欄に掲げる各請求期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑩までの賞与支払年月日については、請求者から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された同僚に係る月中取引一覧表から別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、各請求期間に係る賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答及び陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②、③、④及び⑥について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されていたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間②、③、④及び⑥の賞与支払年月日に係る標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与支給額 に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額 に見合う標準賞与額	厚生年金特例法により 訂正する標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文により 訂正する標準賞与額	
①	平成19年12月	平成19年12月17日	180,000円	180,000円	180,000円	
②	平成20年12月	平成20年12月17日	250,000円	235,000円	235,000円	250,000円
③	平成21年8月	平成21年8月10日	250,000円	235,000円	235,000円	250,000円
④	平成21年12月	平成21年12月8日	250,000円	240,000円	240,000円	250,000円
⑤	平成22年8月	平成22年8月10日	260,000円	260,000円	260,000円	
⑥	平成22年12月	平成22年12月16日	270,000円	255,000円	255,000円	270,000円
⑦	平成23年8月	平成23年8月10日	250,000円	260,000円	250,000円	
⑧	平成23年12月	平成23年12月16日	250,000円	255,000円	250,000円	
⑨	平成24年8月	平成24年8月10日	260,000円	260,000円	260,000円	
⑩	平成24年12月	平成24年12月17日	250,000円	260,000円	250,000円	



厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300334号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300069号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成25年8月12日は10万円、同年12月16日及び平成26年12月16日は16万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月  
② 平成25年12月  
③ 平成26年12月

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る賞与記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の預金通帳を提出するので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、平成25年8月12日に標準賞与額10万円、同年12月16日及び平成26年12月16日に標準賞与額16万5,000円に見合う賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万円、請求期間②及び③は16万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300213号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300028号

## 第1 結論

昭和59年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和60年3月まで  
請求期間について、国民年金保険料を納付したことが確認できる領収証書があることから、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、領収日付印が昭和59年4月25日とされた「昭和59年度国民年金印紙代金(国民年金保険料)領収証書」を提出した上で、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳に「昭和56年4月3日」に国民年金の任意加入被保険者となり、「昭和59年4月22日」に被保険者でなくなった旨の記載がされている(当該記載は、オンライン記録と一致している。)ことから、上記領収証書の領収日は任意加入被保険者資格を喪失し国民年金保険料を納付する必要がなくなった時期であることが確認できる。日本年金機構から提出された国民年金保険料の還付整理簿によると、請求期間について、還付対象期間、還付金額、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点はなく、ほかに請求者に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。